

序章 開発途上国における障害者の権利確立への課題

著者	小林 昌之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	585
雑誌名	アジア諸国の障害者法
ページ	3-28
発行年	2010
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011505

アジア諸国の障害者法

序 章

開発途上国における障害者の権利確立への課題

小林 昌之

はじめに

2006年12月に国連で障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）⁽¹⁾が採択されたことにより障害者の人権に関する国際社会のコンセンサスがまとまり、障害分野においても権利にもとづくアプローチ（Rights-Based Approach）による開発枠組みが整った（小林 [2007a: 74]）。権利にもとづくアプローチは、広義の貧困に向かい合い、人権を基準として、すべての当事者が社会開発を含むあらゆる開発過程に参加するための法的根拠を主張するものであり、1990年代後半から開発分野において注目されるようになった。しかし、これまで長い間、障害者の問題はその重要性に比して、開発、人権いずれの分野においても周辺化されてきた（小林 [2007b: 34]）。

国際連合は障害者の人数を世界人口の10%とし、世界銀行は最貧困層のうち20%は障害者であると推計するなど⁽²⁾、障害者の問題は認識できる状態であったにもかかわらず、国連社会開発委員会特別報告者のベクト・リンドクビストが報告しているように、従来の開発過程において障害者はあたかも存在しないかのように扱われてきた（Lindqvist [2000]）。また、国連開発計画の『人間開発報告』でも障害者の扱いの程度は低く、人間開発が示す社会的な排除の原因分析とそれらの障壁の除去や人権尊重などの考え方は、障害者の問題を考える方向とほぼ一致しているにもかかわらず、そうした問題は

存在しないかのように取り扱われてきたのである (Baylies [2002: 731-732])。さらに、2000年のミレニアム開発目標においてさえ当初障害者の問題は考慮されておらず、中間年に向けた評価でようやく議論されはじめている状況にある⁽³⁾。

人権分野においても従来の一般化された人権規範のなかに障害者の人権は実質的に組み込まれてこなかったといえる。このことは社会権規約委員会が1994年の一般的意見(第5号)のなかで認めているところである(川島[2009: 4])。国際人権規約は障害者について明示的に言及していないが、解釈としては世界人権宣言が「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳っていることから、障害者も同規約が規定するすべての権利を享有するものとして片付けられていた。この点、社会権規約委員会は、国際人権規約の起草当時は障害者に対する認識が欠け、障害の問題を明示的に言及することの重要性を認識していなかったと述べている(CESCR [1994])。しかし、その後も状況は変わらず、障害者の人権法の第一人者であるクインとデゲナーの2002年の報告では、国際人権規約を含め主要な人権条約のなかでは依然一部の例外を除いて障害者は排除されてきたことが指摘されている(Quinn and Degener et al. [2002])。

今回の障害者権利条約の採択・発効により、障害者に関する規範的な人権基準が明確となり、障害分野においてもようやく権利にもとづくアプローチが適用可能となり、障害者の権利主張に新たな法的根拠がもたらされた。また、本条約は障害の社会モデルに立脚しており⁽⁴⁾、障害者の問題の原因と責任を障害者個人ではなく社会に帰属するものとして構成し(川島・東[2008: 20])、社会の責任を明らかにしている。

ところで、障害者権利条約が国際社会のコンセンサスによって制定され、締約国は義務的に国内的措置をとるものと規定されているものの、障害者の権利を現実に確保するためには、究極的には国内法に障害者の諸権利が組み込まれることが必要となる(Cooper and Vernon [1996: 57])。アジア諸国では1981年の国際障害者年など国際的な動向を契機として障害者立法が整備され

てきた。しかし、従来その多くは障害の医学モデルに立脚し、障害者個人に対する福祉サービスやリハビリテーションを提供することを主な内容としていた（小林 [2002: 267]）。したがって、これら諸国が障害者権利条約との整合性を保つためには一種のパラダイム転換が必要となる。はたしてアジア諸国ではパラダイム転換が起り、障害者の法的権利が認識、確立される方向にあるのか、その実体解明が必要となっている。

そこで本書は、アジア開発途上国における障害者の権利確立の現状と課題を明らかにすることを目的に、新しく制定された障害者権利条約に照らし、各国の障害者立法の発展状況を考察する。具体的には、現行の障害者立法の全体構造を明らかにするとともに、(1)障害者立法の背景にある思想または理論に、福祉的アプローチから権利にもとづくアプローチまたは医学モデルから社会モデルへのパラダイム転換があったのか、(2)非差別原則、合理的配慮、法の下での平等など障害者権利条約の主要原則との整合性がとれているのか、(3)障害者の権利確立を支える実効性ある権利救済制度が整備されているのかなどについて検討する。

第1節 障害モデル等の変容

障害者問題に対する伝統的なアプローチは、インペアメント⁵⁾に着目し、障害という現象を個人的な問題と捉え（医学モデル）、医学・福祉に属する課題として治療や社会適応によって対処しようとしてきた（United Nations [1998]）。そのために障害者立法としては、障害者個人を支援するリハビリテーションや福祉サービスの給付などを規定した法律が制定された。いずれも重要な課題であり国家による制度的な保障として発展してきたが、根底には障害者は正常でないという考えが潜んでおり、障害者は社会を構成員する完全な主体とはみなされていなかった。その結果、障害者は社会の主流から排斥され、彼らの基本的人権や自由は周辺の問題として考慮されず、むしろ

否定または排除されてきた（小林 [2002: 245]）。

しかし、社会モデルの登場によってこの考え方は徐々に転換してきた。社会モデルでは、障害者のおかれている状況や障害者が直面している問題のほとんどは社会的に作られた現象であって、障害者個人の障害に起因するものではないとする。その結果、焦点は個人から広く社会、文化、経済、政治的環境に当てられ、現存する環境が、障害者の日常生活や社会参加の障壁となっていることを問題とする。これは従来の視点を大きく転換させるものであり、障害者の権利を保障する公的介入の新たな正当化事由として、近年障害者立法や政策のあり方を規定するようになってきた(Waddington [2000: 44-45])⁽⁶⁾。このため障害者と非障害者の機会均等を担保するいわゆる差別禁止法に注目が集まり、障害当事者による制定運動が展開されてきた。

一方、上述のとおり、開発分野においても1990年代後半から権利にもとづくアプローチが注目されるようになり、開発機関は権利の見地から業務を再構成し、人権機関も同様に権利にもとづくアプローチによる開発にシフトしてきた (Nyamu-Musembi and Cornwall [2004: vii])。権利にもとづくアプローチは、従来のように開発の必要条件や人間のニーズの視点から接近するのではなく、個人の奪うことができない権利に対する社会の応答義務という視点から問題を捉え直し、慈善ではなく正義を権利として請求できるよう人々をエンパワーする (Annan [1998: para174])。すなわち、権利にもとづくアプローチは、広義の貧困に向かい合い⁽⁷⁾、人権を基準として、すべての当事者が社会開発を含むあらゆる開発過程に参加するための法的根拠を主張するものである。

障害者については、2001年に国連総会において人権と社会開発の分野で実施されてきた取り組みにもとづいて「障害者の権利および尊厳を促進・保護するための包括的・総合的な国際条約」を検討するアドホック委員会の設置が決まり、障害者の権利に関する国際文書の必要性が徐々に認識されつつあった⁽⁸⁾。これを受けて、国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) は2002年の総会で「21世紀におけるアジア太平洋地域の障害者のためのインクルー

シブで、バリアフリーな、かつ権利にもとづく社会の促進」に関する決議を採択し⁹⁾、具体的行動のための枠組みを定めた「びわこミレニアム・フレームワーク」¹⁰⁾において権利にもとづくアプローチの促進を目標達成の戦略のひとつに位置づけた。しかし、前述のとおりこれまで人権枠組み中に障害者が実質的に組み込まれることも、障害者に関する規範的な人権基準も明らかにされることがなかったので、規範的な人権基準にもとづくことを前提とし(OHCHR [2006: 15])、国際的、地域的、国内的な法的基礎のうえに成り立つ権利にもとづくアプローチ(ODI [1999])が厳格に適用されていくためには、障害者の権利をより明確に示す法的文書の実在を必要としていた。

そうしたなか、2006年12月に国連総会において障害者権利条約が採択されたことは、障害者も非障害者と同様の基本的人権を享有することについて国際社会のコンセンサスがまとまり、障害分野においても権利にもとづくアプローチによる開発枠組みが整ったことを示している。条約はその前文で、すべての人権および基本的自由の普遍性、不可分性、相互依存性および相互関連性、ならびに障害者がそれらを差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを改めて確認している。また、条約は障害者の人権および基本的自由の完全な享有ならびに障害者の完全な参加を促進することは、社会の人間・社会・経済開発ならびに貧困の根絶の著しい前進をもたらすものであると認め、持続可能な開発の関連戦略の不可分の一部として障害問題の主流化が重要であることを強調しており、条約は最貧困層の20%を占める障害者の貧困削減を支持するものとしても位置づけられる。

第2節 障害者権利条約の骨子

障害者権利条約そのものは障害者に対して新しい権利を創造するものではなく、障害者が既存の人権を実際に享有できることを目指しており、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進

し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的」(第1条)に掲げている。障害者の定義については、詳細な定義の内容の調整が困難であることや調整によって限定的になることを避けるために明確な定義をおいていないが、障害の社会モデルが採用されており(川島・東 [2008: 20])、「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的または感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む」(第1条)と定められている。すなわち、障害者個人に原因を求めるのではなく、機能障害と障壁との相互作用の結果として、障害者の平等な社会参加が妨げられているとしている。

障害者権利条約は、障害者が非障害者と同様の人権を享受できるようにするための一般原則として次の8原則を掲げている(第3条)。すなわち、(1)固有の尊厳、自己の選択を行う自由を含む個人の自律、および人の自立の尊重、(2)非差別、(3)社会への完全かつ効果的な参加およびインクルージョン、(4)差異の尊重および人間の多様性と人間性の一部としての障害の承認、(5)機会の平等、(6)アクセシビリティ、(7)男女の平等、(8)障害のある子どもの発達する能力の尊重および障害のある子どもがそのアイデンティティを保持する権利の尊重である。

そして締約国の義務として、これら一般原則を踏まえ、「障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権および基本的自由を完全に実現することを確保し、促進する」ために、すべての適切な立法措置、行政措置その他の措置をとることが明記されている(第4条)。また、本条約は平等および非差別を確保するために、「障害を理由とするあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害者に保障」し、かつ「平等を促進し、差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる」ことを締約国に要求している(第5条)。立法措置による障害者の人権確保は本条約の枠組みの核心部分であり、条約は締約国に、

表1 アジア太平洋地域の障害者権利条約締結状況と障害者立法

国名	条約 ¹⁾	障害者立法	改正動向と関連法
日本	○	1970 障害者基本法	2004年改正
韓国	◎	2007 障害者差別禁止・権利救済法	1989年障害者福祉法(1999年改正)
北朝鮮		2003 障害者保護法	
モンゴル	◎	1995 障害者社会保障法	1998年改正
中国	◎	1990 障害者保障法	2008年改正
香港 ²⁾	◎	1995 障害差別条例	Chapter 487
台湾		2007 身心障害者權益保障法	2009年改正, (前称) 身心障害者保護法
ベトナム	○	1998 障害者に関する政令	障害者法(2009年に第2草案)
カンボジア	○	2009 障害者の権利保護・促進法	
ラオス	◎		障害者の権利に関する政令(2007年草案)
タイ	◎	2007 障害者の生活の質の向上・開発法	(廃止) 障害者リハビリテーション法
フィリピン	◎	1992 障害者のマグナカルタ(共和国法第7277条) ³⁾	2007年改正
マレーシア	○	2008 障害者法	
シンガポール			
インドネシア	○	1997 障害者法	
ブルネイ	○		
ミャンマー		1958 障害者リハビリテーション・雇用法	
バングラデシュ	◎	2001 障害福祉法	
インド	◎	1995 障害者(均等機会・権利保護・完全参加)法	1993年人権保護法
ネパール	○	1982 障害者保護福祉法	
スリランカ	○	1996 障害者権利保護法	
パキスタン	○	1981 障害者(雇用・リハビリテーション)令	
オーストラリア	◎	1992 障害者差別法	障害者差別・人権立法改正法案(2008年)
ニュージーランド	◎		1999年人権法
バヌアツ	◎		
モルディブ	○		
ソロモン諸島	○		
トンガ	○		

(出所) 筆者作成。

(注) 1) ◎は批准, ○は署名を示す。

2) 中国の障害者権利条約批准により香港へも適用される。

3) 正式名称は、「障害者のリハビリテーション, 自己啓発開発, 自立, 社会の主流への統合, その他の目的を規定する法律」。

障害を理由とする差別を禁止する法律の制定を求め、さらに非差別が社会で実質的に確保されるよう合理的配慮の提供や罰則などによる保証を求めている (Byrnes [2009: 3])。

ここでいう「合理的配慮」とは、従来の人権条約には見られない新しい概念で (川島 [2009: 6-7])、「障害者が他の者と平等にすべての人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう」(第2条)。この合理的配慮の否定は差別とされる。

2010年1月末現在、障害者権利条約に署名した国は144カ国、批准した国は77カ国である。アジア太平洋地域では、オーストラリア、バングラデシュ、中国、インド、ラオス、モンゴル、ニュージーランド、フィリピン、韓国、タイ、バヌアツの11カ国がすでに批准を済ませており、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、日本、マレーシア、モルディブ、ネパール、パキスタン、ソロモン諸島、スリランカ、トンガ、ベトナムが条約に署名している (表1)。

第3節 アジア太平洋地域の動向と先行研究

1981年の国際障害者年¹¹⁾を契機とした、1982年の「障害者に関する世界行動計画」¹²⁾や1993年の「障害者の機会均等化に関する基準規則」¹³⁾など国連における障害分野での発展は、障害者に関する国際的なガイドラインに調和した政策および法律の採用を各国に促し、これまで開発途上国における障害者立法の制定に大きく影響してきた (Lindqvist [2000: para.117, 141])。とくに、アジア太平洋地域では ESCAP の主導の下、障害者立法が重要領域として取り上げられ、「アジア太平洋障害者の10年の行動課題」の実行目標のなかでも明確に位置づけられてきた。アジア太平洋地域では、実際にこうした国連の動向に呼应しながら障害者立法の整備が進められてきた。また、国連以外

での国際的イベントが契機となり障害者立法の整備がはかられたところもあり、たとえば、韓国では1988年のオリンピックとパラリンピックの開催が、香港では1997年の中国への主権返還が法整備を促す要因となった。ただし、障害者立法の整備を進めた国であっても、この時期の立法のほとんどは障害者を福祉・保護の客体とする内容のものであった（小林 [2002: 267]）。

一方、その後の障害者権利条約の制定の動きにおいて、アジア太平洋地域は ESCAP のイニシアティブの下、条約の成立に前向きに取り組み、条約の制定に大きく貢献した。2002年の第58回 ESCAP 総会では「21世紀におけるアジア太平洋地域の障害者のためのインクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利にもとづく社会の促進に関する決議」が採択され、2003年の「びわこミレニアム・フレームワーク」では目標達成のための戦略として政府は「障害者の権利と尊厳の促進及び保護のための統合的かつ包括的国际条約」の策定に向けた作業を支援すべきことが提言された。内容面でも地域ワークショップを経て「バンコク草案」¹⁴⁾が提案され、それが障害者権利条約策定の議論の枠組みとして採用されている。このようにアジア太平洋地域の各国は少なからず条約の成立に前向きに取り組み、同時にそれは各国の国内法制にも影響を及ぼし、障害者立法の制定、改正につながっている。ただし、実際に障害者権利条約がアジア各国においてどのように受容され国内法制に影響しているのか、また制定・改正された障害者立法ははたして障害者の法的権利を確立するものとなっているのか、検証されなければならないことは多い。

ところで、アジア太平洋地域の立法状況については ESCAP が「アジア太平洋障害者の十年」（1993-2002年）における当該地域の法律のレビュー（ESCAP [1995]）および同資料集（ESCAP [1997]）を発行している。同書は各国の立法者が参考とするために当時のアジア太平洋地域の立法を編纂し、法律の性格、履行戦略、執行方法などの実例を分類しているが、各国の実情を踏まえた詳細な内容は明らかにされていない。また、世界各国の障害者立法の動向については Degener and Quinn [2002] が42カ国の差別禁止法の立法状況を調査している。同論文は障害者差別に関連する立法は、刑法、憲法、民

事法・差別禁止法，社会福祉立法の4つに立法形式をとおして実現されていると指摘している。また，同論文は，従来の国際人権条約における障害者の位置づけについて詳細にレビューしている。しかし，いずれも障害者権利条約で確立した人権基準や各国の障害者立法の個別の検討は行っていない。

こうしたなか，2009年にアジア太平洋地域における障害者権利条約と国内法の調和に関する専門家会合のバックグラウンドペーパーとしてByrnes [2009] が作成された。同報告書は，障害者権利条約で義務づけられている立法措置について，アジア太平洋地域の障害者立法をレビューし，それらを障害給付型立法，行動計画型立法，権利にもとづく立法の3つに分類している。すなわち，(1)障害者のための予算措置や給付措置を規定する立法，(2)障害者の平等参加を促進する措置や目標を政府に求める立法，(3)障害者の権利や人権を保障し，差別を禁止する立法に分類できるとする。障害者の人権向上を考えた場合は，これらすべての組み合わせが必要であるが，障害者権利条約は権利にもとづくアプローチ，差別禁止立法の整備を柱に据えているという (Byrnes [2009: 8])。そして厳密な意味で障害者差別を禁止する立法が必要であるとの主張の下，権利にもとづくとされる立法を中心に該当する国の障害者法を概説し，最後に障害者権利条約の重要概念である「障害」「障害者」「障害にもとづく差別」「合理的配慮」について各国の規定を例示しながら比較検討している。同報告書は，アジア太平洋地域の国内法の障害者権利条約への適応を視座に障害者立法の全体像を浮かび上がらせている。しかしながら，個別国家の障害者立法および当該国が抱える課題については論じられていない。

日本での研究は少なく，アジアについては小林 [2002] が一部アジア地域の立法動向について検討しているが，具体的な運用に関する研究が残されている。個別事例としては，国際人権条約の国内的实施の視点からタイの障害者立法を概説している飯田 [2007] や中国における障害者の司法へのアクセスについて論じている小林 [2008] などわずかにあるのみである。各国における障害者の権利確立についての詳細は明らかにならず，条約に照ら

した障害者立法の発展およびその運用状況を明らかにすることが求められている。

第4節 本書の構成

各国の法律はその歴史、文化、発展段階および法制度によって異なっており、各国の障害者立法も障害概念のとらえ方やその目的によって異なる。障害者の権利は、憲法、刑法、民事法・差別禁止法あるいは社会福祉立法などさまざまな形式で制定され、規定の内容も障害給付型立法、行動計画型立法、権利にもとづく立法などに分類できる。

前述のとおり、アジア太平洋地域ではこれまで国連の動きに呼応して障害者立法の整備をはかる国があったが、従来これらは義務的ではなかった。障害者権利条約の成立前においても制定過程の議論が国内法制に影響を及ぼしてきたが、障害者権利条約は締約国の義務として立法措置を求めており、条約に沿った法整備の実施が期待されている。アジア太平洋地域での障害者立法の状況を概観すると（表1）、中国は2008年に障害者保障法を改正し、タイも既存の障害者リハビリテーション法を廃止して2007年に障害者の生活の質の向上および開発に関する法律を制定している。また、韓国は既存の障害者福祉法に加え、2007年に障害者差別禁止および権利救済に関する法律を、マレーシアは2008年に障害者法を、カンボジアは2009年に障害者の権利保護・促進法を新たに制定している。さらに、ベトナム、ラオスなどいくつかの国で障害者法の起草作業が進められている。一方で、ほかの諸国に先んじて英米法系の伝統を受け継いで差別禁止法を制定していたフィリピン、インドなどでも条約批准が実効性を確保するための足がかりとなることが期待されている。

上記の背景・目的を念頭に、本書ではまず障害者権利条約の制定に合わせて障害者立法を制定・改正した韓国、中国、カンボジア、タイおよび条約制

定前に差別禁止法を有していたインドについて国別に検討している（第1章～第5章）。韓国は既存の障害者福祉法に加えて新法を制定，中国は既存の法を改正，カンボジアは障害者法を初めて制定，タイは旧法を廃止して新法を制定している。また，インドは障害者法制定から15年余りの経験を有し，豊富な判例の蓄積がある。これらに加え，本書は障害当事者の視点から障害者差別を第6章で論じ，第7章で障害者権利条約および各国障害者立法を考察するうえで重要なキーワードとなっている障害者の定義と概念について分析している。以下，各章の要約を紹介する。

第1章は，障害者差別禁止法を中心に韓国の障害者法制について論じる。韓国では2007年に障害者差別禁止および権利救済に関する法律が制定され，2008年4月より施行されている。同法の制定は障害当事者団体などからなる障害者差別禁止法制定推進連帯（障推連）というNGOネットワークの運動に大きな影響を受け，同法を理解するうえで欠かせない存在となっている。障推連の主張は既存法体系との整合性等の問題で妥協を余儀なくされたものの，工夫を凝らす形で最大限盛り込まれたと評価される。本章ではまず障害や差別行為の定義など障害者差別禁止法の概要ならびに同法の救済機関として指定されている国家人権委員会の役割と実効性を論じる。そのうえで同法が規定する「正当な便宜」と障害者権利条約などが謳う合理的配慮との関係を考察し，日本をはじめとしたアジア諸国が障害者権利保障制度を確立するための手がかりを提示する。

第2章は，法的権利の確立を念頭に中国の障害者と法について論じる。中国は1990年に障害者保障法を制定し，2006年に採択された障害者権利条約の議論にあわせて改正作業を進めてきた。障害者保障法改正の中心的役割を担った中国障害者連合会は国際的な動向を後ろ盾に障害者の権利を前面に出した改正をはかりようとしていた。しかし，2008年4月24日に改正された障害者保障法において，国家が障害者に保障する「権利」であると記した規定の多くは，具体的に個人が主張できる権利ではなく，あくまでも権利宣言的なものにとどまり，裁判規範としての性格を欠くことが明らかとなった。本章で

はまず障害者立法の背景にある障害者政策および中国障害者連合会がとりまとめていた改正案を概説する。そのうえで障害者保障法の内容を、改正前、改正草案および障害者権利条約の諸原則に照らしながら検討し、最後に権利確立に向けた課題として障害者保障法の裁判規範性および障害者の法的能力の問題について考察する。

第3章は、カンボジアにおける障害者の法的権利の確立について論じる。カンボジアの障害者関係法制がポスト紛争国家として地雷・不発弾被害への対処を軸に展開されてきたなか、2009年に障害者の権利保護・促進法が施行された。カンボジアは国際的動向を意識していち早く障害者権利条約に署名したものの、国家公務員通則法など障害者に対する欠格条項は放置されたままであり、今後は障害者の権利法を出発点として既存の法令の改正や同法の実施を担保するための大臣会議令や関係機関の省令の発布が待たれている。また、教育や雇用における個別具体的な紛争解決のための制度構築が課題となっている。本章ではまずカンボジアにおける障害者の定義および統計、ならびに現行の行政的枠組みおよび既存の障害者関連法制度を概説する。そのうえで障害者の権利法の起草過程および規定内容を分析し、それらを踏まえて今後の課題について考察する。

第4章は、タイにおける障害者の法的権利の確立について論じる。タイでは2006年にクーデターが発生したことを契機に2007年に新憲法が発布された。この制定過程においては障害者自身が大きな役割を果たし前進がもたらされた。すなわち、2007年憲法では差別禁止、訴訟審理での適正保護、教育を受ける権利、公共便益等へのアクセス・利用に関して、従来なかった「障害者」の文言が明示的に挿入され、権利の保障が謳われることになったのである。また、同年、障害者立法の核となる「仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」（障害者のエンパワーメント法）が公布された。本章ではまず2007年憲法における障害者の権利に関する条文を概観するとともに起草過程における障害者の役割について論じる。そのうえで「仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」を概説し、最後に制定目的であ

る障害者の権利・利益の増進と障害者差別の解消という視点から同法を評価する。

第5章は、インドにおける障害者の法的権利の確立について論じる。1995年障害者（機会均等、権利保護および完全参加）法が最も重要な障害者立法である。同法は1992年のESCAP「アジア太平洋地域の障害者の完全参加と平等に関する宣言」にインドが署名したことを契機に制定された。同法は障害の福祉モデルではなく、非差別原則など障害者自身の権利保障に視座をおいた法律とみることができる。本章ではまず1995年障害者法を提案されている改正案と対比しながら概説する。そのうえで裁判所による司法的な救済および障害者担当チーフ・コミッショナー（CCPD）による準司法的救済について論じ、最後に障害者の権利が保障された実際の事例を取り上げて考察する。CCPDは、政府により任命される官職で、障害者が受けたさまざまな権利侵害の申立を処理する重要な役割を有する。

第6章は、フィリピンを事例に障害者差別と当事者運動について論じる。開発途上国の障害者がおかれている状況は法制度だけではなく、実際の施行にも目を配らなければ真の実情は見えてこない。フィリピンは、1992年に障害者のマグナカルタというアジア諸国のなかでも先進的であるといわれる障害者立法を制定している。同法は差別禁止法に分類されるものの、物理的バリアフリーについては規定する一方、障害者権利条約が定める情報・コミュニケーションのバリアフリーについての保障は希薄であり、ろう者に対する実質的な権利の保障が確立されていない。本章ではまず障害者の概況を紹介したうえで、障害者差別の具体的事例としてろう者の権利侵害事件を取り上げ、司法におけるろう者の人権保障、とくに専門手話通訳の確保によるコミュニケーション・バリアーの解消について論じる。本事例を契機に最高裁判所は予審法廷で手話通訳者を雇用することを可能とする覚書命令を発行した。

第7章は、2008年障害者法を中心にマレーシアにおける障害者の法的定義について論じる。2008年障害者法はマレーシアにとって初めての包括的な障害者法であり、障害者政策と障害者計画と同時期に施行された。障害者権利

条約に合致させようとする努力がみられるものの、差別禁止法ではなく、日本の障害者基本法のような性格の法律が目指された。同法は、罰則規定と救済規定のいずれも定めていないと批判されている。本章ではまず2008年法の背景と課題を概観する。そのうえで条約に定める障害者の概念が障害学という障害の社会モデルの視点を採用していることに着目し、このモデルの観点から2008年法の障害者の定義および概念を検討し、最後に障害者の定義をめぐる課題を論じる。2008年法の障害者の定義は条約にある障害の概念とほぼ同じ内容であり、障害の社会モデルを反映している。課題は、同法によって利益を得られる者の範囲をできる限り広く画定する解釈論と運用論を探ることにある。

第5節 若干の考察

アジア太平洋地域では国連の動向に呼应しながら障害者立法の整備を進め、また国連以外の国際的イベントを契機に障害者立法の整備がはかられてきた。しかし初期の障害者立法のほとんどは障害者を福祉・保護の客体とする内容のものであった。その後、2006年の障害者権利条約の制定の動きおよび制定後の各国による署名・批准によって、アジア各国の障害者立法も条約に合わせて障害の医学モデルから社会モデルへと転換し、障害者を福祉・保護の客体ではなく権利の主体として、非差別を確保するための立法に転換していくことが期待されている。実際、対象国を含めアジアの国々は少なからず障害者権利条約の成立に前向きに取り組み、同時に国内の障害者立法がそれとの整合性が保たれるよう制定、改正作業を行ってきた。しかし、以下にみるように、条約との整合性をはかってきたと主張する国においても、その整合性は表面にとどまり、実際にパラダイムの転換を果たした国はまだ限られていることが国別考察から判明している。以下、各章の論述に抛りながら、(1)障害者立法の背景にある障害モデル等の転換、(2)障害者権利条約の核心のひとつ

つである非差別原則・合理的配慮の各国障害者立法での扱い、および(3)障害者立法の諸権利を実現するための権利救済制度について総括し、まとめとする。

1. 障害モデル等の転換

韓国では障害者差別禁止法の制定にあたり、当初より障推連が障害および障害者の定義について障害の医学モデルと社会モデルの調和型を主張したのに対して、保健福祉省は既存法との調和、判断の容易性などを理由に反対したものの、同法は生活領域のあらゆる場面での差別を禁止し、実質的な救済が受けられるよう工夫がなされており、韓国が福祉だけではなく障害者の権利確保に基軸を変えたことは明らかである。タイも障害者リハビリテーション法を廃して、新たに障害者の生活の質の向上・開発法（障害者のエンパワーメント法）を制定したことからわかるとおり、インペアメントのみに着目した規定からインペアメントと社会の相互作用の観点から障害者をみる社会モデルを採用するに至ったといえる。また、障害者観も転換しており、旧法が何らかのサービスを享受できるという受動的な規定の仕方であったのに対して、新法は何らかの権利を有するという形で規定されており、障害者は福祉の客体ではなく、権利を有する主体とされた。

それに対して、中国では障害者保障法の改正を担当した事務局レベルでは、障害の医学モデルから社会モデルへの転換が意識され、障害者権利条約を後ろ盾に障害者の権利が強調されていたものの、改正後の同法はなお個人の能力を問題にしており、国家のサービスや給付などによる扶助を中心に据えている。したがって、中国の障害認識は社会モデルへ完全に転換したとも、権利にもとづくアプローチを採用したともいえない。マレーシアも障害者権利条約を参照する形で2008年障害者法を制定したものの、核心部分である差別禁止は除外され、日本の障害者基本法に倣って障害行政の枠組みと宣言的に権利を規定する法律を制定したにとどまっている。カンボジアにおいても医

学モデルに立脚したインペアメントそのものを障害と捉え、障害者が直面する不利益の根拠を社会に求める社会モデルが広範な理解と支持を得るに至ってはいない。

もっとも中国の主張のとおり国家や社会による障害者サービスや各種給付の推進により障害者の生活の質の向上をはかることは、障害者自らが平等に社会に参加するための前提であり、障害者が権利を実現していくうえで重要である。アジアの複数の国では、障害者権利条約のほかに、「びわこミレニアム・フレームワーク」の具体的な目標達成に、政府、障害当事者団体双方の関心が寄せられていた。教育、雇用、公共機関・情報通信へのアクセスなどから排斥されている多くの障害者にとって、これらを現実化することこそが喫緊の課題だからである。

2. 非差別原則・合理的配慮の扱い

非差別原則については、いずれの国も何らかの規定をおいている。このうち国別で検討した5カ国で合理的配慮の規定を有しているのは韓国とカンボジアのみである。韓国では、障害者差別禁止法の名称どおり、すべての生活領域で障害を理由とした差別が禁止された。適用対象は、直接差別、間接差別、「正当な便宜」供与の拒否ならびに不利な待遇を表示・助長を直接行う広告あるいは効果など広範な差別類型に及ぶ。このうち障害者権利条約の合理的配慮にあたる「正当な便宜」は障害者差別禁止法においてもその核心のひとつとして位置づけられている。韓国の「正当な便宜」でも、過度な負担や著しく困難な事情がある場合は除外されるものの、国家と自治体は障害者差別を実質的に解消するために同法が規定する差別は正措置について積極的な措置を行うことが義務づけられており、民間事業者が「正当な便宜」を供与できるよう必要な技術的・行政的・財政的支援を行うものとされ、合理的配慮が確実に実施されるための工夫が凝らされている。これに対してカンボジアでも合理的配慮という用語が障害者の権利保護・促進法で使われている

ものの、その範囲は限定的となっている。そもそも同法は差別の予防、低減、除去を目的に掲げているにもかかわらず、差別を禁止する具体的な条文は、雇用・訓練ならびに政治的な理由から選挙を対象とした2分野にとどまっている。こうしたなか合理的配慮は、雇用または訓練に応募した障害者に対してしかるべき受け入れ態勢を提供しなければならないという形で規定されている。過度な負担に対する適用除外も認められている。したがって、雇用と訓練に限定されるものの、カンボジアも障害者権利条約が新しく導入した合理的配慮の概念を採り入れたとみることはできる。

一方、中国も障害者権利条約の影響を受け、障害にもとづくあらゆる差別を禁止すると規定しているものの、合理的配慮に関する規定を含め差別の定義やそれを解消するための具体的方法については規定していない。この点につき、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会行政法室は条約の定義を引用しながら、障害にもとづく差別はすべての形式の差別を含み、教育、就業における差別に限らず、障害者に対する合理的配慮の提供を拒否するなどの不作為の状態を含むと解説している。しかし、中国の法実務から考え、解釈によって明文にない法理が適用される可能性は低い。タイでは、国などの公共団体、民間団体および個人の政策、規則、措置、計画、実行による障害者差別が禁止され、差別は障害者に対する直接的な差別を意図するか否かにかかわらずあらゆる作為・不作為が含まれ、障害を理由として本来障害者が享受すべき権利・利益が結果として侵害されているものと定められている。このように間接差別も含む広い概念となっているものの、合理的配慮についての規定はみあたらない。インドは「非差別」と題する1章を設け、運輸、道路、建設、公務への雇用の各場面における差別の解消について規定を設けている。ただし、いずれの条文にも経済的能力および開発の限りにおいてという制限が加えられている。

3. 権利救済制度

各国の憲法および障害者立法で定められた諸権利を実現するためには実効性のある権利救済制度が必要である。障害者立法と同様に権利救済制度は各国ともその歴史、文化、発展段階および法制度によって異なっており、多様である。裁判所による司法的救済のほか、国家人権委員会や障害者担当チーフ・コミッショナーなど準司法的救済機関を設けている国もある。また、司法へのアクセスを保障するため何らかの制度的工夫を有する国も多い。

国別で検討した5カ国のうち韓国、タイ、インドが準司法的救済機関を設けている。韓国は、三権から独立した国家人権委員会を障害者差別禁止法における救済機関として位置づけている。国家人権委員会には差別是正のための命令権はなく、勧告のみであることから実効性に懸念が抱かれているものの、現在のところは、国家機関である国家人権委員会が調査に乗り出すことで被申立人自らが申立内容を受容し、勧告が出される以前に解決されることが多い。障害者差別禁止法は障害者の権利擁護のための詳細な規定をおいているが、国家人権委員会はさらに韓国が締約国となっている人権諸条約や慣習国際法上認められている人権規範をそのまま援用することができる。タイでは、新しく制定された障害者の生活の質の向上と発展に関する法律により社会開発・人間安全保障省の下に法律名を冠する国家委員会が設置された。同法に規定される差別を受けた者または受けるおそれのある者は、同委員会に当該行為に対する取消または禁止命令を請求することができる。また、差別された障害者への救済を実質化する方策として、差別を受けた障害者が関係する障害者団体が代理して同委員会または裁判所に差別是正を請求できるとする一種の団体訴権が認められている。インドは準司法的救済機関として、障害者法で障害者担当チーフ・コミッショナー（CCPD）を設けている。CCPDは自ら、または権利侵害を受けた者もしくはその他の者からの申立てにもとづき、障害者の権利侵害および障害者の権利保護や福祉のための法律、

規則、政令、指針等の不履行について調査し、関連機関と問題を協議することができるものとされる。CCPDが発する命令には拘束力はないものの、障害者の権利が保護される方向で結論が導かれた事例も多い。司法的救済は判例による規範形成が期待されるものの時間や費用がかかる可能性が高い。一方で、CCPDに対する申立ては、命令に拘束力はないものの、比較的簡便に手続きをすることが可能であるという特徴を有する。カンボジアのように脆弱な司法機関しか有さない国ではそれに代替する前審争訟的で比較的簡便な救済申立て手段を必要としており、コミッショナーの例は参考となろう。

司法へのアクセスを保障するため制度的工夫として、まずはインドの公益訴訟が挙げられる。インドでは裁判所の果たす役割は大きく、これまで判決や裁判所の命令を通じて人権の救済がなされた例は少なくない。障害者の権利救済のために裁判は令状訴訟を基礎とする公益訴訟の枠組みで提起されている場合が多い。原告適格の緩和、訴訟手続の緩和、裁判所の職権による積極的な訴訟指揮などがインドの公益訴訟の特徴とされ、社会的弱者の権利救済や環境保護などで活用されている。中国の改正障害者保障法では障害者の権利救済を担う機関として障害者連合会が今回の改正で明示的に掲げられ、関連部門に対する調査要求の権限など組織としての機能が強化された。団体訴訟権は認められなかったものの、障害者連合会は訴訟をとおして障害者の合法権益を擁護する必要がある場合はそれを支援するものとされた。すでに障害者連合会の法律扶助を基礎とした、裁判所による司法救済、司法行政部門による法律サービスと法律扶助を組み合わせた障害者法律救済のネットワークが構築されている。また、そもそも障害者保障法の規定は裁判規範性が乏しく、同法も関係部門への働きかけによる解決を中心に据えている。そこで現在は、裁判所、検察院、公安、司法、民政、労働保障、教育、衛生、障害者連合会等の部門による障害者法律救済事業調整メカニズムの確立が進められているところである。これにより法律サービス、法律扶助、司法救済を駆使しながら、行政や社会の力も借りて多面的に障害者が直面する法律問題を解決することが目指されている。障害者のすべての法律問題が裁判による解

決に馴染むわけではないので、中国の取り組みは障害者の権利擁護を模索しているほかのアジア諸国にも示唆を与える。

おわりに

アジア太平洋地域では国連の動向に呼応しながら障害者立法の整備を進め、また国連以外の国際的イベントを契機に障害者立法の整備がはかられてきた。しかし初期の障害者立法のほとんどは障害者を福祉・保護の客体とする内容のものであった。その後、2006年の障害者権利条約制定の動向に合わせて、対象国を含めたアジア各国は国内の障害者立法の制定、改正作業を行ってきた。しかし、前述のとおり、障害者を権利の主体として捉え直しパラダイムの転換を果たした国がある一方、条約との整合性をはかってきたと主張する国においてもその整合性は表面にとどまる場合があることも明らかとなった。障害者の権利確立のためには、条約で示された諸権利が裁判規範性を有する形で各国の憲法や障害者立法で明文化されるとともに、それを実現するための実効性ある権利救済制度の整備が必要となる。この点、本書の対象国においては、司法的救済、準司法的救済のほか、司法へのアクセスを保障するための何らかの制度的工夫を施した国がみられた。また、たとえば中国では、障害者保障法の規定の裁判規範性は乏しいものの、司法へのアクセスのための法律扶助のほか、障害者が直面する法律問題を行政や社会の力を借りて多面的に解決するメカニズムを構築することが目指されており、障害者の権利擁護を模索するほかのアジア各国にも示唆を与える。アジア各国の知見の共有は障害者の権利確立に資するものであり、いっそうの研究を必要としている。

近代国家においては憲法や法律の作用は大きく、法律が即時に履行・執行されないからといって役に立っていないとみるのは失当であり、第一義的には本書で検討したような障害者の権利を定める法律の制定が重要となる。し

かしながら、長期にわたり開発、人権いずれの分野においても排斥されてきた障害当事者にとって喫緊な問題は、非障害者と同様の権利主体として認識され、開発の利益と基本的な権利を現実に手に入れることであろう。したがって、法律で定められた内容が行政や社会によって実際にどのように履行・執行され、障害当事者が利益と権利を現実に獲得することができているのか、さらに検証していくことが大きな課題として残されている。また、障害者権利条約の諸規定の国内的实施を考察するとともに、教育や労働など個別分野ごとの発展を掘り下げて検討することも残された課題となっている。

[注] _____

- (1) 国連総会決議61/106。2006年12月13日採択、2008年5月3日発効。
- (2) 障害者の割合についてはWHO [1976] において示された世界人口の10%という推計値が現在でも利用されている。また、最貧困層の割合についてはElwan [1999] が示した15-20%の推計値がその後20%として定着して利用されている（たとえば、UNECOSOC [2007]）。
- (3) ミレニアム開発目標の中間年にあたる2008年に、国連経済社会委員会は「イマージング・イシュー」として、ミレニアム開発目標等でこれまでほとんど言及されてこなかった障害の開発アジェンダへの主流化の問題を議論していくことを決めた（UNECOSCO [2008]）。
- (4) 川島・東 [2008: 15] はクイン＝デゲナーのいう「障害の人権モデル」に立脚していると指摘する。
- (5) 身体的・精神的・知的・感覚的な機能障害。
- (6) クインとデゲナーはこれを人権モデルと表現し、重要なのは「問題」を個人の外側の社会にあると位置づけ、障害の「問題」は国家および市民社会の責任の欠如に由来し、それゆえすべての人の尊厳が完全に尊重され、平等な権利が保障されるよう国家は社会的に作られた障壁に対処していく責任を負うと論じている（Quinn and Degener et al. [2002: 14]）。
- (7) Sen [1999] は、貧困は物質的な資源の欠乏だけではなく力や選択の欠如を含み、生活の質や幸福は人の富ではなく自由で計られるべきであると貧困を再定義している。これによって貧困の概念は拡大し、解決すべき課題は経済開発の守備範囲から人間開発、社会開発へと広がった。また、ここでいう自由はすなわち人権であり、両者はともに開発の主要な目標かつ手段であり、人権の実現によってのみ持続可能な発展が可能であるとされる（Ljungman [2004: 18]）。

- (8) 国連総会決議 A/RES/56/168。
- (9) ESCAP 総会決議58/4。
- (10) “Biwako Millennium Framework for Action towards an Inclusive, Barrier-free and Rights-based Society for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific” (General E/ESCAP/APDDP/4/Rev.1; 24 January 2003)。
- (11) 国連総会決議31/123 (1976年)。
- (12) 国連総会決議37/52。
- (13) 国連総会決議48/96。
- (14) “Regional Workshop towards a Comprehensive and Integral International Convention on Protection and Promotion of the Rights and Dignity of Persons with Disabilities” (Bangkok, October 14-17, 2003), <http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/bangkokdraft.htm> (2009年2月9日アクセス)。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 飯田順三 [2007] 「最近のタイにおける国際人権条約の国内的実施措置——特に障害者の権利保護に関する立法を中心に——」(『創価法学』第37巻第1号 23-42ページ)。
- 川島聡 [2009] 「障害者権利条約の概要——実体規定を中心に——」(『法律時報』第81巻第4号 4-14ページ)。
- 川島聡・東俊裕 [2008] 「障害者の権利条約の成立」(長瀬修・東俊裕・川島聡『障害者の権利条約と日本——概要と展望——』生活書院 11-34ページ)。
- 小林昌之 [2002] 「開発, 障害者と法」(作本直行編『アジアの経済社会開発と法』日本貿易振興会アジア経済研究所 243-270ページ)。
- [2007a] 「開発における権利に基づくアプローチの発展と障害分野における展開」(小林昌之編『『法と開発』基礎研究』調査報告研究書 日本貿易振興機構アジア経済研究所 57-75ページ)。
- [2007b] 「『法と開発』研究における障害者問題」(『アジア研ワールド・トレンド』No. 143 34-37ページ)。
- [2008] 「障害者の司法へのアクセス——中国障害者法律扶助制度の事例——」(森壮也編『障害と開発——途上国の障害当事者と社会——』日本貿易振興機構アジア経済研究所 139-174ページ)。

〈外国語文献〉

- Annan, Kofi [1998] *Annual Report of the Secretary-General on the Work of the Organization 1998* (A/53/1), <http://www.un.org/Docs/SG/Report98/con98.htm> (2010年4月15日アクセス).
- Baylies, Carolyn [2002] “Disability and the Notion of Human Development: Questions of Rights and Capabilities,” *Disability & Society*, 17(7), pp. 725–739.
- Byrnes, Andrew [2009] “Disability Discrimination Law and the Asia Pacific Region: Progress and Challenges in the Light of the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities” (Background paper for Expert Group Meeting on the Harmonization of National Legislations with the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Asia and the Pacific, 8–10 June 2009, Bangkok), http://www.unescap.org/esid/psis/meetings/EGM_CRP_2009/DisabilityDiscriminationLaw.pdf (2010年1月27日アクセス).
- Committee on Economic, Social, and Cultural Rights (CESCR) [1994] “General Comment No. 5,” <http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/0/4b0c449a9ab4ff72c12563ed0054f17d> (2010年1月26日アクセス).
- Cooper, Jeremy, and Stuart Vernon [1996] *Disability and the Law*, London: Jessica Kingsley Publishers.
- Degener, Theresia, and Gerard Quinn [2002] “A Survey of International, Comparative and Regional Disability Law Reform,” in Mary Lou Breslin and Silvia Yee eds., *Disability Rights Law and Policy International and National Perspectives*, New York: Transnational Publishers, http://www.dredf.org/international/degener_quinn.html (2008年6月9日アクセス。邦訳：秋山愛子訳「障害に関する国際法，比較法，地域法改革概観」〔「障害者差別禁止法制定」作業チーム編『当事者がつくる障害者差別禁止法——保護から権利へ——』現代書館 2002年 118–197ページ〕).
- Elwan, Ann [1999] *Poverty and Disability: A Survey of the Literature*, Washington, D.C.: World Bank, <http://siteresources.worldbank.org/DISABILITY/Resources/280658-1172608138489/PovertyDisabElwan.pdf> (2010年4月6日アクセス).
- ESCAP [1995] *Legislation on Equal Opportunities and Full Participation in Development for Disabled Persons: A Regional Review* (ST/ESCAP/1622), New York: United Nations, <http://www.unescap.org/esid/psis/Disability/decade/publications/legis/index.asp> (2008年6月9日アクセス).
- [1997] *Legislation on Equal Opportunities and Full Participation in Development for Disabled Persons: Examples from the ESCAP Region* (ST/ESCAP/1651), New York: United Nations, <http://www.unescap.org/esid/psis/Disability/decade/publications/z150071e/z1500701.htm> (2008年6月9日アクセス).

- [2009] *Disability at a Glance 2009: A Profile of 36 Countries and Areas in Asia and the Pacific* (ST/ESCAP/2513), Bangkok: United Nations Publication, http://www.unescap.org/ESID/psis/disability/publications/glance/Disability_at_a_Glance2009.pdf (2010年2月2日アクセス).
- Lindqvist, Bengt [2000] *Monitoring the Implementation of the Standard Rules on Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities: Final Report on the Second Three-year Mission, 1997–2000*, New York: United Nations.
- Ljungman, Cecilia M. [2004] “Applying a Rights-Based Approach to Development: Concepts and Principles” (Conference Paper) November 2004, http://www.sed.manchester.ac.uk/idpm/research/events/february2005/documents/Ljungman_000.doc (2007年1月10日アクセス).
- Nyamu-Musembi, Celestine and Andrea Cornwall [2004] “What Is the “Rights-Based Approach” All about?: Perspectives from International Development Agencies,” IDS Working Paper 234, Brighton: Institute of Developing Studies, <http://www.ids.ac.uk/download.cfm?file=wp234.pdf> (2010年4月9日アクセス).
- ODI [1999] “What Can We Do with a Rights-Based Approach to Development,” <http://www.odi.org.uk/resources/download/1956.pdf> (2010年4月9日アクセス).
- OHCHR [2006] *Frequently Asked Questions on a Human Rights-Based Approach to Development Cooperation*, New York & Geneva: United Nations, <http://www.un.org/Depts/dhl/humanrights/toc/toc9.pdf> (2010年4月8日アクセス).
- Quinn, Gerard and Theresia Degener et al. [2002] *Human Rights and Disability: The Current Use and Future Potential of United Nations Human Rights Instruments in the Context of Disability*, New York and Geneva: United Nations, www.ohchr.org/Documents/Publications/HRDisabilityen.pdf (2010年1月26日アクセス).
- Sen, Amartya [1999] *Development as Freedom*, New York: Anchor Books (邦訳：石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社 2000年).
- United Nations [1998] “Report of the United Nations Consultative Expert Group Meeting on International Norms and Standards Relating to Disability,” Berkeley, California USA, December 8–12, 1998, <http://www.un.org/esa/socdev/enable/disberk0.htm> (2008年6月9日アクセス).
- United Nations Economic and Social Council (UNECOSOC) [2007] “Mainstreaming Disability in the Development Agenda,” Note by the Secretariat, E/CN.5/2008/6, November 23, 2007, <http://www.un.org/disabilities/default.asp?id=708> (2010年4月6日アクセス).
- [2008] “Mainstreaming Disability in the Development Agenda” (ECOSOC Resolution 2008/21), <http://www.un.org/en/ecosoc/docs/2008/resolution%202008-21.pdf> (2010年4月7日アクセス).

Waddington, Lisa [2000] "Changing Attitude to the Rights of People with Disabilities in Europe," in Jeremy Cooper ed., *Law, Rights and Disability*, London: Jessica Kingsley Publishers, pp. 33-57.

World Health Organization (WHO) [1976] "Disability Prevention and Rehabilitation," A29/INF.DOC/1, Geneva: WHO, April 28, 1976.